１　千葉県としてのホームレス支援の考え方

（１）千葉県のホームレス支援は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」、「生活困窮者自立支援法」等を踏まえつつ、現に千葉県内で路上（野宿）生活をしている者に加え、様々な事情により不安定な居住の状況にあるなど、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者を対象に、市町村がホームレス支援に取り組む場合に、ホームレス一人ひとりの状況（ステップ・段階）に応じて、最も適切（効果的・効率的）な支援が可能となるよう、

①ホームレス支援の全体像を明らかにする。

②ホームレス一人ひとりの状況（段階）に応じて支援すべき内容について対策の流れ（ステップ）を構築する。

③すべてのホームレス等に対して支援すべき内容について、横断的な施策展開（チャレンジ）として提示する。

といった３つの柱を立て、支援の効果が具現化する計画とします。

＜キーワード＞

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」

平成１４年制定。 ホームレスの自立の支援や、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国などの責務を明らかにし、ホームレスの人権に配慮し、地域社会の理解と協力を得るため、必要な施策を講じてホームレス問題の解決に資する法律。

この法律に基づき、国は平成１５年、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」を策定し、令和５年にこの基本方針の見直しを行いました。

「生活困窮者自立支援法」

平成２５年制定、平成２７年４月施行。生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、ホームレスを含む生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講じることとされています。また、令和６年に法改正が行われ、居住支援の強化等が図られました。

（２）計画期間は基本方針を踏まえ、令和６年度から令和１０年度までの５年間とします。

（３）この計画は、ホームレス数の減少を直接の目標とするのではなく、ホームレス一人ひとりの路上（野宿）生活からの脱却と生活の安定を目標

とし、夢と希望の実現を願い、ホームレスの生活の安定に伴う脱ホームレス化により、結果的（付随的）にホームレス数の減少を達成するものとします。

（４）この計画では、ホームレスに対して福祉サービスを提供するだけの行政に依存した自立ではなく、ホームレス自身が計画に掲げた施策を活用し、自立して再び社会に参加するとともに、ホームレスであった者が地域社会に参画できる存在となることを目指します。

（５）なお、ここでいう「自立」とは、ホームレス又はホームレスであった人一人ひとりの社会的･経済的･精神的な「自立」を意味し、健康で文化的な生活が安定的に持続できることが重要です。そのために、社会資源として、生活保護法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法や生活困窮者自立支援法などを積極的に活用します。

［ポイント］

「千葉県ホームレス自立支援計画」は、単に各種支援の列挙ではなく、ホームレス支援のステップ（流れ）を踏まえた支援の全体像を明確に示し、市町村がホームレス一人ひとりの状況に応じた効果的・効率的な対策を実施することを支援する計画とします。

千葉県のホームレス支援は、ホームレスの数的な減少そのものを直接的な目標とするのではなく、ホームレス一人ひとりの路上（野宿）生活からの脱却と生活の安定を目標とし、夢と希望の実現を願い、数の減少は結果付随的な目標と考えます。

２　千葉県におけるホームレス問題の現状と課題

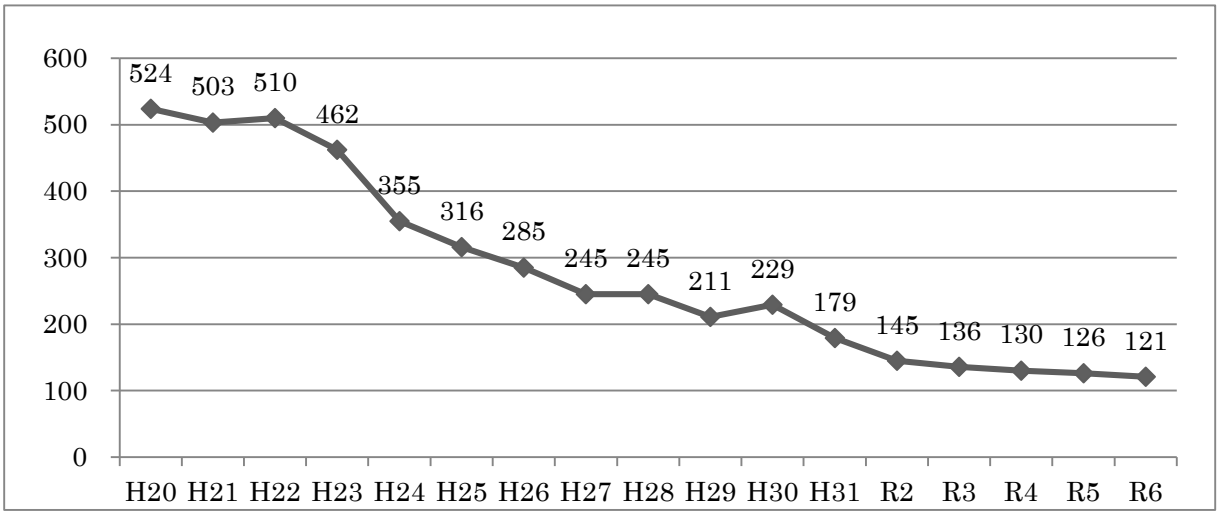
（１）ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法は、ホームレスの定義を「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」としています。実際には、本計画の「ステップ０」から「ステップ５」までのさまざまな段階の方が考えられます。

このうち、「ステップ０」からのスタートが必要となるホームレスは、平成１５年の本計画作成直前の調査において６６８人（全国で２５，２９６人）であり、全国の都道府県別で８番目に多い結果となっていましたが、令和６年の調査においては１２１人（全国で２，８２０人※）で全国の都道府県別では５番目に多く、葛南地域を中心とする都市部に集中しています。※能登半島地震の影響により調査を実施していない石川県を除いた数値

また、ホームレス数は、平成１５年の調査と比較すると減少していますが、近年、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活期間の長期化が進行しています。一方で、ニートやひきこもり、インターネットカフェ等を転々とする者や刑務所出所者など支援がなければ路上生活に陥るおそれがある要支援者の存在が顕在化してきています。また、住まいを失うおそれがある人の中には、若者や女性もみられます。これらの者についても、個別の状況に応じて、必要な支援を検討することとします。

このほか、県内には、アパートなどに居住して行政や民間による自立支援を受けている者、社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業である無料低額宿泊事業の施設（社会福祉住居施設）の利用者、入院により居住地のない者などもいます。これらの者についても、ステップ１からステップ５までの段階に応じて、必要な支援を検討することとします。

図１：千葉県におけるホームレス数



（出典）ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）

＜キーワード＞

「無料低額宿泊事業」

社会福祉法第２条第３項に規定される第二種社会福祉事業の一つ。

生計困難者のために、無料又は低額で宿泊事業を提供します。事業者についての制限はなく、都道府県知事（政令指定都市・中核市にあっては、市長）に届出を提出することと定められています。

平成３０年の社会福祉法の改正により、厚生労働省が最低基準を定め、これを元に都道府県、政令指定都市、中核市は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することとされています。

「社会福祉住居施設」

平成３０年の社会福祉法の改正により、社会福祉住居施設に関する規定が新たに設けられ、令和２年度から、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を経営しようとするときは、都道府県等が定める無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準に沿って、事業開始前に届け出が必要となります。

（２）令和３年に行われた「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」（千葉市及び市川市の計２５人が対象）によると、県内のホームレスの平均年齢は６５．９歳でした。また、９２．３%が「路上（野宿）生活の場所が一定の場所に決まっている」と回答し、そのうち公園が４１．７%、河川敷が１６．７%となっています。月額の収入について回答を得た者が４人で、５万円以上１０万円未満の者が２人、１０万円以上の者が２人となっています。

（３）一部の地域では行政と民間との協働によるホームレスの自立支援が積極的に行われていますが、全県的には低調気味で、社会福祉協議会など既存の団体以外には、ホームレス自立支援の団体がごく少数しかありません。今後、行政とともに自立支援に携わるホームレス関係職員及びボランティアを育成するため、既存の民間支援団体、研究者、職能団体を講師として招き、ノウハウを伝えていきます。

（４）平成２４年に市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士等による「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を設け、情報交換等を行っています。今後も定期的に会議を開催し、計画の進捗状況の確認、情報交換等を行っていきます。

＜キーワード＞

「千葉県ホームレス自立支援推進会議」

ホームレスに関する問題について、主に社会福祉分野において連携して取り組むため、県、市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士等により、平成２４年１１月に設置。委員は、千葉市、市川市、学識経験者、千葉県社会福祉協議会、千葉県民生委員児童委員協議会、千葉県社会福祉士会、千葉労働局、中核地域生活支援センター連絡協議会、ホームレスの自立支援を行っている団体及び千葉県居住支援協議会等（令和５年１１月時点）。

［ポイント］

令和６年の調査では、千葉県で確認されたホームレスは１２１人で全国の都道府県別で５番目に多い結果となりました。１２１人の県内の分布としては、葛南地域を中心とする都市部に集中しています。

千葉県では、一部の地域で民間と行政の協働によるホームレスの自立支援が行われているものの、全県的な取組としては低調です。また、自立支援のための施設そのものが少なく、自立支援サービスの選択肢が少ないのが現状です。

こうした状況を踏まえ、今後ホームレス一人ひとりの自立支援を進めていくには、まずホームレスと支援者（行政・民間）との間に信頼関係を構築していく必要があります。

３　千葉県内の市町村への提案・本計画の役割と期間

（１）千葉県内のホームレス数は、市町村によって大きな差があります。特に多数のホームレスが確認された市町村においては、本計画を参考とし、具体的なアクションプランとなるホームレス支援の計画をまとめて施策を展開していくことが期待されますが、ホームレスが少ない地域においては、健康福祉センター圏域を単位とするなど、事業の実施主体や実施方法等について協議していきます。

（２）ホームレス支援は、行政のみで完結するものではなく、地域のＮＰＯ等の団体、企業、自治体組織と連携を図って取り組んでいくことが重要です。市町村が実施するホームレス支援においても、当事者（本計画のステップ０からステップ５までの各段階の者をいいます。以下同じ。）を含めた民間と行政の協働によるホームレス支援が重要です。

（３）今後は、ホームレス支援事業を既に実施している市町村を牽引役として、県が当該市町村に支援を行いながら、その成果を他の市町村に普及していく方策を検討することとします。

［ポイント］

「千葉県ホームレス自立支援計画」は、千葉県としてのホームレス支援の考え方を取りまとめるとともに、市町村による実施が期待されるホームレス支援を提案するものです。ホームレスがいる市町村においては、本計画を参考にしながら、各市町村の状況に応じた実施計画を策定することが期待されます。

本計画は、計画期間を令和１０年度までとして、計画の達成状況、国の動向その他のホームレス支援を取り巻く状況の変化を踏まえ、実情に応じて計画の見直しを図るものとします。

［４－１　ホームレスの状況に応じた個別施策の展開］

４　ステップ０（ゼロ）ー緊急援助支援

（１）短期的な取組み

①突然の病気・けがに困っているホームレス等への対応

普段は周囲からの社会的サポートを必要としていない（求めていない）ホームレスであっても、突然の病気・けが等により、生命や健康に重大な危険が発生する場合があります。またこのような緊急事態は周囲との関係性が構築されていない場合には対応が手遅れとなる危険性を有しています。したがって、普段からホームレスの状況を把握するための行政・民間支援団体・ホームレス自身に加え、鉄道会社等の企業、地域の自治会などがネットワークを構築し、これらの緊急事態の探知を容易にすることが必要です。

また、これらの者が医療機関に緊急搬送された場合に備え、医療機関等との連絡体制を整えるとともに、必要に応じて生活保護法による医療扶助の適用が受けられるようにします。また、早急に状況を把握した上で、医療機関退院後の生活支援を視野に入れた検討を行う必要があります。

②居所が緊急に必要な者への対応

健康状態が医療機関に入院するまでの必要性（重症度）がないとしても、居所が緊急に必要となる場合があります。このようなホームレスに対する一時避難的な居所の提供という観点から、県と市が連携した広域的な取組を含む居住支援事業の「シェルター事業」の活用や、市における事業実施の促進、良質な無料低額宿泊事業を行う施設等への一時的避難を検討することとします。

加えて、配偶者等からの暴力により、本来の居所からの避難を余儀なくされた者については、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関と連携し、一時的な居住場所の確保や相談支援等必要な支援を行います。

＜キーワード＞

居住支援事業の「シェルター事業」

住居のない生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、一定期間宿泊場所の供与や衣食の供与等を行います。自立相談支援事業と緊密に連携して実施することにより、入居中に、課題の評価・分析を実施し、就労支援につなげる等の効果的な支援を目指します。（令和７年４月から一時生活支援事業を居住支援事業に改称。）

＜キーワード＞

「配偶者暴力相談支援センター」

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）に基づき、被害者からの相談、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保、自立のための支援などの業務を行います。令和６年１１月現在、県内には２０か所あります。

（２）中長期的な取組み

緊急援助に至らないための予防策

市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士等で組織する「ホームレス自立推進会議」等で、健康に特に留意すべき者の恒常的把握に努めます。

市町村の保健･福祉部局、社会福祉協議会等は、持病等により医師の診察を受ける必要があると判断したホームレスに、無料低額診療施設を紹介します。

また、無料低額診療施設がホームレスの診療に対応するよう働きかけを行います。

＜キーワード＞

「無料低額診療施設」

社会福祉法第２条第３項に規定される第二種社会福祉事業である、生計困難者のために無料又は低額で診療を行う施設。令和６年１１月現在、県内には２４施設あります。

［ポイント］

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化している者がいると考えられ、これらの者は、突然の病気の発症等により、それまでホームレス自身が社会的サポートを必要ないと考えていたとしても、生命と健康の確保の見地から、行政と民間の協働による緊急避難的な支援が必要となる場合があります。

この緊急援助支援は、ホームレスの状況に応じたステップに位置付けられるものではなく、全てのホームレスを対象にして、いつ何時の対応が必要か不明のものであり、本計画ではステップ０（ゼロ）と位置付けました。

４　ステップ１－状況の把握・相談（ファースト・アセスメント）

（１）短期的な取組み

①巡回相談による状況の把握・相談

個々のホームレスの状況を把握するためには、相談体制を確立することが重要ですが、相談窓口を設置したとしても、相談場所が分からない、相談場所に行くことができない等の理由により、ホームレス自らが最初から相談に来る可能性は低いと考えられます。このため、ホームレスの起居する場所へ赴いて相談にあたる自立相談支援事業の一環としての巡回相談事業を千葉県内のホームレス支援の最重要事業と位置付け、この巡回相談事業を管内のホームレスの状況把握の出発点とすることとします。

また、県は巡回相談事業を県内各地に普及させるため生活困窮者自立支援制度市町村等説明会や「千葉県ホームレス自立支援推進会議」の中で事業の実施を強く働きかけると共に研修等を行うことでノウハウを伝え、未実施の自治体にも事業の拡充を図ります。

②「街かどスポット相談」による状況の把握・相談

巡回相談事業を実施することと併せて、公園や河川敷等の複数のホームレスが起居している場所において、必要に応じて「街かどスポット相談」（巡回相談事業の一環として、日時をあらかじめ決めて開催）を実施し、巡回相談に続く相談体制とするよう生活困窮者自立支援制度市町村等説明会や「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を通じて事業の実施を働きかけます。

③相談窓口による状況の把握・相談

ホームレスのみならず、生活や仕事に悩みを抱えている生活困窮者に対しても、自立相談支援機関による相談窓口を設置することで、地域において自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じて支援します。

また、中核地域生活支援センターにおいて、制度の狭間や複合的な課題を抱えた方など地域で生きづらさを抱えた方に対して、24 時間 365 日体制で、分野横断的に、包括的な相談支援・関係機関へのコーディネート・権利擁護等、広域で高度専門性をもった寄り添い支援を行います。

④ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への相談機関の周知

基本方針では、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者について、「現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者が想定される」とされています。

現在、家や居場所を失うおそれのある人は、生活困窮者や高齢者、障害者のみならず、女性や若者、性的マイノリティなど多岐に渡ると考えられます。そのため、AI を活用した福祉相談チャット「いつでも福祉相談サポット」を設置し、福祉相談窓口が分からないといった相談ニーズを幅広くキャッチし、中核地域生活支援センターと連携するとともに、適切な支援先につなげることを目指します。

また、そのような方々にも支援が行き届くよう、ＳＮＳ等で情報発信を行い、周知を図ります。

（２）中長期的な取組み

生活困窮者自立支援制度市町村等説明会や「千葉県ホームレス自立支援推進会議」等において、市町村等にホームレス支援に関する先進事例などを情報提供します。

［ 先進事例の情報提供 ］

これまで、ホームレス支援の経験・知見が少ない千葉県内の市町村においては、ホームレス支援をどのように進めていけばよいかを悩んでいる市町村もあると考えられます。そこで、巡回相談事業を出発点とするホームレス支援について、既に巡回相談事業を実施している県内市町村やＮＰＯ法人等民間団体と協力して研修を行うことで、巡回相談事業のノウハウを他の市町村に伝え、千葉県全体のホームレス支援を進めていくこととします。

［ポイント］

　ホームレス支援を実際に進める場合には、当該市町村内のどこにホームレスがいるかを把握することが不可欠です。またホームレスには、就労する意欲はあるが仕事がなく失業状態にある者、医療・福祉等の援助が必要な者や一般社会生活から逃避している者、社会生活への不適応や借金問題、アルコール依存症等個人的な要因も加わり、複雑な問題を抱えている者もいるなど、ホームレスになる要因も異なっているのが現状です。

　したがって、当該市町村内におけるホームレスの状況を把握（ファースト・アセスメント）することがステップごとの支援の出発点です。

【目標】（県内市町村数５４）

	令和元年度 （策定時）	令和５年度 （現状値）	令和１０年度 （目標値）
巡回相談事業実施市町村数	５	８	１０

４　ステップ２－関係性の構築

（１）短期的な取組み

①巡回相談（継続）の第二の役割

自立相談支援事業の一環として実施する巡回相談の最初の目的は、地域に散在するホームレスの状況把握ですが、引き続いての役割として、状況の把握の継続とホームレスとの「関係性の構築」、すなわちホームレス一人ひとりと周囲の行政、民間支援団体等とのかかわりの醸成が挙げられます。

巡回相談を繰り返すことにより、本音の話ができるように信頼関係をつくり、ホームレス一人ひとりの生活状況や健康状況、悩みなどを聞き取り、必要な支援を関係機関につないでいくことが期待されます。

②「街かどスポット相談」の開催

公園、河川敷等のホームレスが多くいる場所に、必要に応じて定期的に「街かどスポット相談窓口」を設け、巡回相談で関係性の構築が始まった段階をフォローするよう努めます。

③恒常的な相談窓口の設置

自立相談支援事業の実施機関、中核地域生活支援センター、市町村の福祉部局等を窓口とし、来所した者の相談に応じるとともに、必要に応じて、関係機関と連携した対応を取ります。

④相談員の養成

相談窓口やホームレスが路上（野宿）生活する場所へ赴いて相談にあたる相談員は、ホームレス一人ひとりと関係性を構築するための重要なキーパーソンです。そのため、既に巡回相談事業を実施している千葉県内市町村やＮＰＯ法人等民間団体と協力してホームレスの相談に応じる相談員の養成・研修の実施を検討します。支援を望んでおらず、支援が行き届かない人への対応として、ホームレス支援団体等を通じて、巡回を行う者を対象にした研修等を行うことを検討します。

（２）中長期的な取組み

ホームレス支援が必要な市町村が相談体制を確立し、ホームレスとの関係性の構築に努める必要があることから、継続して巡回相談事業等を実施することで関係性の構築を図ります。

［ポイント］

社会から孤立しがちなホームレスに対して、対話による接点（人とのつながり）が重要であり、個々の状況を把握し本人の意思を尊重しながら、ホームレス一人ひとりの状況に応じた支援をすることが必要です。

そのためには、ホームレス一人ひとりとの信頼関係づくりをしていくことが重要です。千葉県の計画においては、この「関係性の構築」をキーワードに、各種施策を展開していくこととします。

４　ステップ３－コーディネート（総合自立支援：セカンドアセスメント）

（１）短期的な取組み

①ホームレス一人ひとりの「自立支援計画」づくり

自立相談支援事業の実施機関等には、ホームレス一人ひとりの生活状況を把握し、信頼関係を深めていきながら、各々の状況や希望を踏まえた自立支援方法（ここでは「自立支援計画」という。）を検討し、可能なことから逐次進めることが期待されます。

「自立支援計画」の策定に当たっては、ホームレスとの連絡を密に図りながら進めることが重要であり、ホームレスの個々の事情に配慮した自立支援計画の策定を促進します。

②「自立支援計画」を進める上での留意点

「自立支援計画」づくりは、「支援」と同時に当事者自らの「自立計画」であるべきです。自立相談支援事業の実施機関、行政やＮＰＯ、ボランティアは、あくまでその「支援」に徹することが重要です。当事者本位の「自立計画」をつくり、その実現に向けて対等な立場で支援をしていくことが望ましいと考えられます。

また、単に住む場所さえ確保すれば自立が達成されるというものではありません。住まいを確保し、就労してからも、支援者や関係機関、知人や家族、地域社会などが継続して見守っていくことが大切です。

③推進体制づくり

ホームレスの多い市においては、自立相談支援事業の実施機関が、支援調整会議等を活用し、関係機関の協力を得ながら、自立支援計画づくり及びその実行に努めます。また、ホームレスの少ない地域においても、健康福祉センターを単位とするなど、市町村や関係機関が連携した取り組みを進めていきます。関係機関の例として、保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士、ホームレスの自立支援を実施するＮＰＯやボランティア団体、当事者等が考えられます。

県は、平成２４年に設置した「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を活用し、全県的な自立支援体制の構築を図ります。

また、第二のセーフティネット施策の推進については、千葉県生活保護

受給者等就労自立促進協議会等においても協議・検討を進めていきます。

（２）中長期的な取組み

県及び市町村は、民間団体等に対して、実施計画や各種の施策、取組について情報提供を行うほか、団体間の調整、団体からの要望に対して担当者や専門家による協議を行うなど、各種の支援を行うものとします。

［ポイント］

ホームレス一人ひとりとサポート側の「関係性の構築」が進んだ場合には、次のステップ（段階）として、そのホームレスの希望を実現するために、サポート資源と本人の状況・希望をどのようにすり合わせていくかというコーディネート（総合自立支援）が重要となります。

この場合、自立相談支援事業の実施機関がホームレスの自立支援コーディネーターとしての役割を担い、「自立支援計画」を作成することが期待されますが、その他のＮＰＯ・ボランティア団体や、社会福祉協議会、民生委員･児童委員等との連携・協力が必要です。

４　ステップ４ー住まいの場の確保

（１）短期的な取組み

①自立支援のための住まいの場の確保

自立支援のための一時的な住まいとしては、居住支援事業の活用を促すとともに、単独市町村ではニーズが少ない圏域における居住支援事業の広域実施について検討します。また、無届の無料低額宿泊所に対して社会福祉住居施設の届出を促進するとともに、生活保護法の改正により創設された日常生活支援住居施設の認定を推進するなど、良質な住居施設の増加を図ります。なお、無料低額宿泊所については、引き続きその事業内容のチェックと適切な指導を行います。

地域居住支援事業については、これまでシェルター事業の実施が前提でしたが、制度運用の見直しにより令和５年１０月から単独での実施が可能となったため、居住支援事業を行っていない自治体にも実施を呼びかけ、活用の促進を図ります。

加えて、離職等により住宅を喪失したあるいは喪失するおそれのある者に対しては、住居確保給付金、生活福祉資金（総合支援資金）の活用を検討します。

＜キーワード＞

「日常生活支援住居施設」

平成３０年の生活保護法の一部改正により創設された、無料低額宿泊所（社会福祉住居施設）であって、単独での居住が困難な生活保護受給者に対して、必要な日常生活上の支援を提供する施設です。

居住支援事業の「地域居住支援事業」

平成３０年度から予算事業として創設され、令和元年度から生活困窮者自立支援法の一部改正により法制度化（一時生活支援事業の拡充）された、地域に単身等で居住し、親族等の支援が見込めない「孤立した生活」を送る生活困窮者等に対し、住居の確保といった居住支援や訪問などによる見守り・生活支援等を行う事業です。

（補足）

地域居住支援事業については、一時生活支援事業のうちシェルター事業の実施を前提としていましたが、令和５年１０月から単独での実施を可能とする運用見直しが行われ、居住支援の強化が図られました。

また、ホームレスだけでなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の強化が求められる中、地域居住支援事業の役割がますます重要となることから、令和７年４月から一時生活支援事業が「居住支援事業」に改称されます。

居住支援事業に含まれるシェルター事業・地域居住支援事業については、地域の実情に応じて必要と認める事業の実施が努力義務となります。

「住居確保給付金」

離職により住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の者に対して、有期で住居確保給付金を支給します。令和７年４月の法改正により、現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であって、家計を改善するため新たな住居を確保する必要があると認められるものに対し、転居先への家財の運搬費用や礼金など、初期費用として必要な最低限の経費を支給します。有期の代理納付という仕組みの中で生活保護に至らないためのセーフティネットとして、効果を発揮させ、自立相談支援事業や就労支援事業との組み合わせによりさらなる効果を目指します。

②安定した住まいの確保

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下「住宅セーフティネット法」という。）第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）及び第 51 条第１項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）を活用した関係者間の連携を図った支援を検討します。

併せて、県営住宅や市町村営住宅等の単身者・高齢者入居制度に該当するホームレスに対しては、制度の活用を検討します。

また、ホームレスを含む低額所得者や生活困窮者等の入居を拒まない賃貸住宅に関する情報の提供に努めます。

＜キーワード＞

「居住支援法人」

住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもので、住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供や相談・見守りなど要配慮者への生活支援等を行います。

本県では、平成３０年６月に初めて指定を行い、令和６年１１月１日時点で、３９団体を指定しています。

「居住支援協議会」

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図る目的で、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して設立する協議会です。本県では平成２５年７月に居住支援協議会を設置し、関係者間による情報共有や支援方策の検討等を行っています。

③住まいの場における生活支援

路上（野宿）生活を送っている者が居宅生活等を希望する場合には、相談を受けた市町村は、状況把握に努め、適切に対応し、必要に応じて住まいの場の確保を含めた生活保護の適用を検討します。

公営住宅、民間賃貸住宅や無料低額宿泊所に入居した者に対しては、家計改善支援事業や日常生活自立支援事業の活用などにより、本人の人権に配慮しつつ、必要に応じて金銭管理や規則正しい生活を続けるための支援を行うとともに、ボランティアや社会福祉協議会、民生委員･児童委員の協力を受けて、近隣住民とともに生活のサポートに努めます。

（２）中長期的な取組み

民間賃貸住宅の利用の円滑化

ホームレスを含む低額所得者や生活困窮者等の入居を拒まない賃貸住宅の登録戸数の増加を目指します。

また、この登録住宅の情報提供及び不動産関係団体や居住支援法人と連携したホームレスの入居に資する啓発活動を進めます。

さらに、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会等における民間賃貸住宅への入居の円滑化に向けた検討を行います。

［ポイント］

「住まいの場」を考える場合には、一時的な住まいの場（路上（野宿）生活から安定した生活への移行期）と恒久的な生活の場としての住まいの場を分け、各々の役割に応じた支援を構築することが重要です。住まいの場の確保は、ホームレス問題解決の重要な項目のひとつです。

就職や生活保護等の行政サービスを受けるにも、通常の場合は居住地が必要となることから、一時的な住まいの場等で自立に向けた支援を行い、安定した住まいの場の確保につなげていく必要があります。

【目標】（県内市町村数５４）

	令和元年度 （策定時）	令和５年度 （現状値）	令和１０年度 （目標値）
居住支援事業※実施市町村数	４	２３	２５
地域居住支援事業実施市町村数	０	０	２

※旧 一時生活支援事業

４　ステップ５－就労の支援・逆転の発想

（１）短期的な取組み

①ホームレス一人ひとりの職業能力や意欲に応じた就労支援

ホームレスの自立に伴う就労が地域社会を支え、地域福祉の向上に資するという「逆転の発想」が重要です。

県は相談事業を通じて就労の意思があると確認したホームレスを、地域の有償ボランティア等として活用することを奨励します。

②就労のための環境づくり

市町村や民間団体は、その地域で必要とされている仕事の受注を行い、仕事を希望するホームレス等に紹介できるよう努めます。自立・自活を希望する者に対して、各種資格取得等の職業訓練やハローワークであっせんしている求職者支援訓練の利用を勧めます。

これらを行っていく前提として、市町村や民間団体は、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」等でハローワークや雇用関係部署と情報・意見交換等を行い、就労準備がある程度整った者に対しては、県の就労支援施設やハローワークに誘導します。

③就労の意欲が低い者、就労が困難な者への対応

就労の意欲が低い者に対しては、巡回相談を通じて、心身の健康を確認しつつ、今後の生活や生きる希望が持てるよう、支援に努めます。

また、就労に向けた準備を整えるため、就労準備支援事業や就労訓練事業を活用します。

高齢や傷病、障害のため就労が困難と思われる方々に対しては、巡回相談を通じて、良質な無料低額宿泊所等への誘導とともに、必要に応じて生活保護を活用していきます。また、障害者総合支援法や介護保険法の適用も視野に入れて支援することを検討します。

＜キーワード＞

「就労準備支援事業」

一般就労に従事する準備として基礎能力の形成を、計画的かつ一貫して支援する事業で、６ヶ月から１年程度の期間、生活習慣形成のための指導・訓練、就労の前段階として必要な社会的能力の習得、事業所での就労体験の場の提供や、一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の取得等の支援の３段階で、通所によるものや合宿によるもの等を想定しています。

「就労訓練事業」

社会福祉法人、ＮＰＯ法人、営利企業等の自主事業として、就労準備のための支援を受けても一般雇用への移行ができない者等を対象に、簡易な作業等の機会の提供と併せ、個々人の就労支援プログラムに基づき、就労支援担当者による一般就労に向けた支援を実施します。事業実施に際し、都道府県等が事業を認定する仕組みであり、税制優遇等を受けられる場合があります。

④本格的な就労のための支援

県及び市町村は、①、②、③の施策のみならず、本格的な就労を希望する者を支援するため、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」等で情報交換を行うなど、継続的な就労の道を探ります。

（２）中長期的な取組み

①求人に関する情報の収集・提供等

関係機関と連携しながら、継続して就業ニーズに応じた求人に関する情報の収集、提供を行います。

②雇用主の理解促進

雇用主をはじめ、広く一般県民の理解を促進するため、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の趣旨等について周知･啓発を図ります。

③継続就労に向けた支援

ホームレスの継続就労等を目的として、ホームレスのピアサポーターについて検討します。

＜キーワード＞

「ピアサポーター」

ピアサポートとは、同じ課題や環境を体験した人がその体験から来る感情を共有することで専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言い、その活動をする人をピアサポーターと言います。

④社会参加のための就労に対する支援

高齢者や障害をもつ者等について、社会参加を目的とした就労に対する支援を検討します。

［ポイント］

安定した生活を営むためには、一定の収入を確保することが必要です。ホームレス自らの意思による自立を基本として、個々のニーズや職業能力に応じた就労の支援が必要であり、雇用の確保が重要です。

この場合、行政・地域依存型の就労支援ではなく、ホームレスの社会参加が進むことにより、地域社会の活性化と地域福祉の達成が可能になるという「逆転の発想」をもって、就労の支援を進めることが重要です。

【目標】（県内市町村数５４）

	令和元年度（策定時）	令和５年度（現状値）	令和１０年度（目標値）
就労準備支援事業の実施市町村数	３０	４７	５４

［４－２　ホームレス対策の横断的施策の展開］

４　チャレンジ１－推進体制の確立

①県の役割

県は、本計画を策定するとともに、市町村、関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉士等からなる「千葉県ホームレス自立支援推進会議」を設置し、本計画の進捗状況の確認、情報交換、啓発活動の推進等を実施します。また、ホームレス問題に関する県民の理解と協力を得るよう努めます。

県は、広域的な観点から、各市町村が実施するホームレス支援が円滑に進むよう市町村間の調整、情報提供を行うとともに生活困窮者自立支援法による各種事業が実施されるよう積極的に働きかけていきます。また、町村部において就労準備支援事業等を実施します。さらに、ホームレスに対する適切な支援に向け、ガイドブックを作成します。

県は、必要に応じて国等関係機関との連絡調整を図るとともに、これらの機関から得られた情報等を市町村等に提供します。

県は、より有効なホームレス支援策の指針を打ち出すため、国の「ホームレスの実態に関する全国調査」に加えて、ホームレスが置かれている現状を把握するためのヒアリング等を実施します。

②市町村の役割

ホームレス問題は、各地域、各市町村の状況によって大きく異なっていることから、県が策定する本計画を参考にされ、各市町村の具体的なアクションプランとなる実施計画を策定するなど、地域の実状に応じた施策を展開することが期待されます。

また、市においては、ホームレス支援の円滑な実施のため生活困窮者自立支援法による各種事業を実施することが期待されます。

市町村は、保健・福祉部局、保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ＮＰＯ、社会福祉士、当事者等が連携して取り組むため、既存の各種会議等を活用するなど、各市町村圏域における自立支援ネットワークづくりを進めることが期待されます。

③民間団体の役割

自立支援に取り組んでいる民間団体は、ホームレス支援の重要な役割を担うものであり、引き続き活動を実践し、連携協力していくことが期待されます。

社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉法人、ＮＰＯ、ボランティア団体など自立支援に関係する団体は、自らの知識、人材等を活用してホームレス問題の解決に資する支援事業を実施することが期待されます。

フードバンクによる食糧提供や、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の一環とした現物給付などの取組が推進されるよう協力を呼びかけます。

［ポイント］

本計画を推進していくためには、市町村、県及び国の役割分担を明らかにした上で、民間団体との協働により、関係者が相互に緊密な連携・協力を図りながら、社会全体でホームレスに関する問題の解決を図っていく必要があります。

４　チャレンジ２－健康の確保

（１）短期的な取組み

①巡回・窓口での健康に関する相談や保健指導

市町村及び自立相談支援事業の実施機関は、巡回相談や窓口相談において、専門家による診断等が必要と判断されるときは、当該市町村の保健部局または保健所（健康福祉センター）に情報提供し、早期に健康相談・保健指導・心のケアを実施します。

また、自立相談支援事業の実施機関と市町村の保健部局や関係部署との連携により、健康相談・指導を行う体制を作ります。感染症や難病、精神疾患等専門的な検診や対応が必要な場合は保健所（健康福祉センター）との連携により支援します。

さらに、ホームレスの高齢化に対応するため、保健医療職及び介護担当部局との連携による適切な支援を行います。

②疾病に関する対応や健康指導

保健所（健康福祉センター）、市町村、医師会・歯科医師会等の連携により、疾病への対応を図ります。また、保健所（健康福祉センター）は、感染症法に基づき、医療機関から発生届があった際には、その感染症に応じて必要な調査や指導を実施します。

③病気・けが発生時の相談窓口の情報提供

ホームレスが病気になったときの相談場所や無料低額診療事業を行う医療機関等について事前に情報提供し、近くにいる仲間が連絡に行けるようにしておきます。

④医療を受けやすくするためのシステムづくり

医療を受ける必要があればいつでも受けられるように、生活保護法による対応の可能性や無料低額診療事業を行う医療機関等に関する情報を提供し、巡回相談等の際に助言します。

（２）中長期的な取組み

巡回または窓口で、健康に関する相談や保健指導に努めます。

また、無料低額診療事業を行う医療機関等に関する情報提供を行います。

［ポイント］

ホームレスの多くは、十分ではない生活環境の中で生活を続けていることから、健康を害している等、健康に不安を抱えていると考えられます。

このため、支援の段階（ステップ）を問わず、常に健康状態の把握に留意することが必要であり、巡回・窓口による健康相談・保健指導の体制を整備するとともに、病気やけがの場合に速やかに医療機関で受診することができるよう、生活保護法に基づく対応の可能性や無料低額診療事業をはじめとする医療機関に関する情報提供等を行うこととします。

４　チャレンジ３－安全対策

（１）短期的な取組み

①パトロール、巡回相談の際の安全確認等

パトロール活動などにより、ホームレスに対する事件･事故の防止や、地域住民の不安感の除去に努めます。

ホームレスに対する事件･事故、ホームレス同士による暴行事件、ホームレス自身の行動による地域住民等への不安や危害を与える事案が発生したときは、速やかな指導･取締りや警戒活動等による再発防止、ホームレス自身の安全や周辺住民の不安感の解消に努めます。

なお、福祉部局が巡回相談を行う際には、暴行や嫌がらせを受けた経験の有無などホームレスの安全確認を行うとともに、ホームレス同士やホームレスと周辺住民とのトラブル防止の注意喚起を行います。

②関係機関の連携による、事件･事故の予防等

市町村の福祉部局は地域の実情に応じて、都市公園等の施設に係る機関等との情報交換や合同の巡回指導、関係機関と連携して対応策を検討するなど、随時又は定期的に連絡調整を行い、連携して、ホームレスに対する事件・事故の予防や地域における生活環境の改善、住民の不安感の解消を図ります。

③適切な一時保護

緊急な保護が必要と認められる者については、関係法令に基づいて一時的に保護し、その都度､関係機関へ引き継ぐ等適切な一時保護を行います。なお、関係機関は円滑な連絡･引継ぎに努めます。

④ホームレスの人権や地域の安全確保等に関する啓発、情報提供

ホームレスに対する理解を深めてもらうとともに安全対策の一環として、町内会・自治会への回覧等を利用して、ホームレスの人権尊重、危害防止、事件･事故の情報提供の呼びかけを図ります。

（２）中長期的な取組み

①セーフティネットへのホームレスの組み入れ

地域住民の安全対策にホームレスも組み入れるよう、関係機関に働きかけ、ホームレスが被害に巻き込まれないよう努めます。

②ホームレス自身と地域との融和

巡回相談等を通じて、ホームレスが路上（野宿）生活する場所周辺の片付け･清掃を行うなど、地域住民との融和に努めるよう助言します。

［ポイント］

ホームレス自身の安全を確保するとともに、地域住民の不安を解消するための取組が必要です。

４　チャレンジ４－県民等への啓発

（１）短期的な取組み

①地域住民の理解を得る・自ら考える活動の展開

地域福祉の推進組織である地域福祉フォーラム等において、地域の実状に応じたホームレス問題の検討や社会参加への支援等の検討をすることが期待されています。

町内会・自治会への回覧等により、地域住民にホームレスへの偏見をなくすよう呼びかけます。

民生委員・児童委員の研修や会議でホームレス問題を取り上げ、県民への啓発や、相談活動での支援をお願いするようにします。

県や市町村は、地域の指導的立場にある方や市民・学生・生徒向けに、ホームレス問題に取り組む識者や、ホームレス又はホームレスであった方による講演会を開催する機会を設けるとともに、講師の紹介など必要な情報の提供に努めます。

②各種団体への啓発

「千葉県ホームレス自立支援推進会議」の参加団体、その他の様々な団体や組織（企業、医療機関、商工団体、商店街、町内会・自治会等）への啓発活動を通じて、ホームレス問題への理解の浸透を図ります。特に、会社寮を持つ企業等に対して、ハローワーク等の関係機関と連携し、啓発を行うとともに、不動産関係者に対しては、ホームレスの受け入れの理解を得るために啓発を行います。

また、自立相談支援機関等と連携し、民間企業や各種団体向けにホームレス問題の啓発活動を実施します。

③関係機関への啓発

刑務所や拘置所等の関係機関に、刑務所出所者等向けの相談先のパンフレットなどを設置することなどを通じて、ホームレス問題の理解の促進を図ります。

（２）中長期的な取組み

地域住民の理解を得る活動と「私にできるサポート」

ホームレスの多い地域の住民の会合でホームレス問題の話をさせてもらい、地域住民の理解の促進を図ります。

社会福祉協議会など地域の様々な団体が開催するイベント等を通じて、巡回相談や食糧支援、借間探しなど、「私にできるサポート」を行うボランティアの拡大、定着を図ります。

［ポイント］

ホームレスの問題をホームレス自身だけの問題と捉えるのではなく、身近な地域の問題として捉え、ホームレスの社会参加を目指していくことが重要です。そのため、地域住民のホームレス問題への理解が深まるような普及啓発を進めるとともに、ホームレスの人権擁護に向けた意識が高揚するように努めます。

４　チャレンジ５－ホームレスの人権擁護

（１）短期的な取組み

①千葉県人権施策基本指針に基づく人権施策の推進

県が平成２７年２月に改定した「千葉県人権施策基本指針」では、「ホームレスの人権」についての施策を次のように定めています。

- 偏見・差別意識解消のための啓発の推進
- 一人ひとりの状況・段階に応じた関係機関との連携

これらの施策を、この計画と併せて推進していきます。

②人権尊重の視点からの県民への啓発

ホームレスに対する偏見や差別意識を解消して、広く人権意識の高揚が図られるよう、県民への啓発活動を行います。

③権利擁護事業の利用

認知症や知的障害、精神障害等をもつ方のうち、判断能力が不十分なものに対して、必要に応じて福祉サービスの利用支援や日常的金銭管理の援助を行う日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用を図ります。

＜キーワード＞

「日常生活自立支援事業」

社会福祉法に基づき、認知症高齢者など判断能力が十分でない方々が地域で安心して暮らせるように、福祉サービスの利用手続の援助や代行、金銭管理や財産の保管などの日常生活を支援する事業です。

「成年後見制度」

認知症や知的障害等により判断能力が不十分になった方が、財産の侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の判断能力に応じて法律行為や財産管理等を支援する制度です。

④無料低額宿泊所利用者への支援の向上

無料低額宿泊所に関しては、過去において、「利用者の生活環境が劣悪なものが見られる」、「他の地域で十分な説明がないまま勧誘を受けてやって来た」などの問題点が指摘されたことがあります。

そのため、厚生労働省が宿泊事業を行う施設の設備及び運営に係るガイドラインを設けてきたところですが、県ではガイドラインの見直しを行い、無料低額宿泊所における居室の面積基準の引き上げ等について改定を行いました。

このほか、本人の意思を踏まえた入所等、利用者の人権擁護と宿泊事業の適切な運営を目指して必要な指導や立入調査（監査指導等）を実施し、施設長研修会等の開催を進めていくこととします。また、居室使用料については、近隣の家賃または生活保護の住宅扶助の基準に基づくこととなりますが、平成２７年７月に住宅扶助の見直しが行われ、面積が一定の基準以下の居室については上限額が減額されています。

また、令和６年１０月の社会福祉法の改正により無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の規定を設けるとともに、届出違反の罰則が設けられました。これに伴い、県として市町村と連携のもと、無届事業者に対する届出勧奨を行うとともに、立入検査において施設の運営状況等を確認し、必要に応じて指導を行います。

＜キーワード＞

無料低額宿泊事業に関する「ガイドライン」及び社会福祉法の改正

厚生労働省は平成２７年４月、「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」を改定し、県も次の事項を盛り込んだガイドラインの改定を行いました（平成２７年１２月改定）。

・無料低額宿泊所の届出がない施設についてもガイドラインの対象とすること
・居室の面積基準の引き上げ
・福祉サービス以外のサービスを提供する場合は費用、内容等を明らかにすること
・報告、検査を拒否した場合等に宿泊所の経営の制限又は停止を命じられる場合があること

さらに、平成３０年の社会福祉法の改正により、厚生労働省が最低基準を定め、これを元に都道府県、政令指定都市、中核市は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することとされました。この改正を受け、厚生労働省が令和元年８月に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」を定め、県では令和元年１２月に「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定しました。

また、令和６年１０月の社会福祉法の改正により、無届の疑いがある施設に係る、市町村から都道府県への通知の規定を設けるとともに、届出違反の罰則が設けられました。

（２）中長期的な取組み

①県民に対する、ホームレスの人権擁護の啓発

ホームレスの人権について、県民の理解が深まるよう、人権関連行事における啓発資料の配布や人権啓発ビデオの貸出等を行います。

②関係者に対する啓発

無料低額宿泊事業等、ホームレスに関連の深い事業を行う事業者に対し、施設利用者の人権に配慮した生活指導を行うよう呼びかけます。

［ポイント］

日本国憲法をはじめとする現代立憲主義が要請する基本的人権の尊重は、人類普遍の原理といえます。このため、ホームレスはもとより住民にも配慮し、ホームレスの人権擁護が地域社会において実現されるような取組を推進します。

５　新たなホームレスを生み出さないために

（１）短期的な取組み

①地域福祉の推進

県では「第四次千葉県地域福祉支援計画」を令和５年９月に策定しましたが、市町村でも地域の実情に応じた地域福祉計画を策定することが期待されます。ホームレス問題を地域全体の問題ととらえて、地域福祉計画策定の過程でもホームレス問題を取り上げるなど、地域住民が一体となって新たなホームレスを造り出さない社会づくりを考えていくことが必要です。

＜キーワード＞

「地域福祉計画」、「地域福祉支援計画」

社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図るため、市町村は「地域福祉計画」を、また、都道府県は市町村地域福祉計画の達成に資するために広域的な見地から「地域福祉支援計画」を、それぞれ策定することとされています。

②自立相談支援事業等による相談の早期利用

商業施設やインターネットカフェを転々とする者、刑務所出所者などを含めて生活困窮者は、事態が切迫するにつれて、対応の選択肢が少なくなることから、自立相談支援事業等による相談や民間が実施している相談を早期に利用するよう広報等で呼びかけます。

また、インターネットカフェ事業者等と連携し、相談機関の連絡先等を記載したカードやパンフレット等の設置を行います。

さらに、民生委員・児童委員活動の中で、生活困窮者等がホームレス化するおそれがあると思われる場合には、関係機関へ情報提供するなど、早めの対応を図ります。

所得の少ない世帯、生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯が離散し、ホームレスになることがないよう、自立相談支援事業を活用し、可能な場合には生活保護による自立支援プログラムや生活福祉資金貸付制度、住居確保給付金などの利用を図ります。

なお、住居確保給付金や生活保護等の公的給付又は貸付を申請している場合で、その間の生活費が必要な場合は「臨時特例つなぎ資金」の活用を検討します。

＜キーワード＞

「生活福祉資金貸付制度」

失業等により日常生活全般に困難を抱えている者を対象として、生活の立て直しや経済的自立等を図ることを目的とした貸付制度です。社会福祉協議会とハローワークによる支援を受けながら、社会福祉協議会から、賃貸住宅入居時の敷金・礼金等のための資金や、生活を支援するための資金などの貸付を受ける総合支援資金や、緊急かつ一時的な生活費の不足に対応する緊急小口資金などがあります。

「臨時特例つなぎ資金」

離職者を支援するための公的給付（雇用保険の失業給付、職業訓練受講給付金、住居確保給付金、生活保護）又は公的貸付制度（総合支援資金）を申請している住居のない離職者に対し、給付または貸付けを受けるまでの間の生活費を貸し付ける制度です。

③退院した者への居宅生活支援

医療機関に入院していた元ホームレスが退院により再び路上（野宿）生活に戻ることがないよう、本人の意思を尊重しつつ、居宅生活ができるよう支援を行います。

（２）中長期的な取組み

困ったときの相談について、回覧板や広報紙等で定期的に周知を図ります。

自立相談支援事業の実施機関がワンストップ的な窓口となり、必要に応じて、法律相談、就職相談など専門的な相談窓口の情報を提供します。

［ポイント］

雇用情勢の改善は進んでいるものの、様々な事情から失業を余儀なくされる方はおり、非正規労働の増加等、雇用をめぐる厳しい状況は続いています。また、消費者金融に手を出した結果、ホームレスとなってしまう者も少なくない状況です。

都市部では単身者世帯が増え、地域のつながりが希薄化している中、新たに発生する失業者や借金を負う者等がホームレスとならないようにする必要があります。

６　計画内容の評価・見直し

（１）県の取組みの評価

この計画が適切に推進され事業が成果を上げているか等の評価を行うことが大切であることから、民間と行政が一体となった「千葉県ホームレス自立支援推進会議」において、計画に掲げた支援事業の進捗状況や新たな問題への対応等について定期的に意見交換をすることとします。

（２）市町村の取組みの評価

市町村においても、民間支援団体や県・国と連携を取り合って、市町村計画の策定と実践が期待されます。また、市町村は、保健･福祉部局、保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ＮＰＯ、社会福祉士、当事者等が連携して取り組むための既存の各種会議等を活用するなどにより、事業の状況や問題点の検討を行うことが期待されます。

（３）計画の見直し

本計画の見直しに当たっては、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」で検討します。

（４）地域バランスの考慮

ホームレス支援の成熟度に地域間格差が大きくなると、地域によって、ホームレス一人ひとりの路上（野宿）生活からの脱却や生活の安定の実現に差異が生じかねません。各地域の実情を考慮しつつも地域間に差異が生じないよう施策の推進を検討する必要があります。

県は先進的な取組を行う市町村や事業を実施している民間支援団体を講師として、事業を通じて培った自立支援のノウハウや情報等を他の市町村に提供できるよう研修等の場を設けていきます。

［ポイント］

計画は、策定するためにあるものではなく、その後の実践のためにあるものです。したがって、計画策定後の県や市町村の取組状況の評価を定期的に行い、その結果に基づいて見直しをしていくことが不可欠です。

推進に当たっては、各地域内で関係機関が連携を取り合うとともに、支援の内容に大きな地域間格差が生じないよう留意する必要があります。

7　結び　～ホームレス支援に携わる方々へ～

（１）ホームレス問題は、福祉、健康、住居、就労、安全対策など、多方面にわたる問題であることから、行政機関にあっては、相互に連絡を取り合うとともに、民間の支援団体・ボランティアと補い合いながら、ホームレス一人ひとりの実情を踏まえた自立支援を進めていく必要があります。

（２）ホームレスの自立支援を行うボランティアにあっては、地域内、また地域間の連携を図り、行政機関とともにネットワークを構築することが期待されます。これらの方々は、今後、「千葉県ホームレス自立支援推進会議」など意見交換の場を設けたときは参加し、自立の成功例だけでなく、関係者にとって学ぶ点の多い「失敗例」も交換し合えるような、信頼感のある連携をめざしていきたいと考えています。

（３）無料低額宿泊事業者にあっては、社会福祉法の趣旨と無料低額宿泊所の本来の役割を理解するとともに、日常生活支援住居施設への移行に取り組み、利用者一人ひとりの人権に配慮し、彼らが再びホームレスにならないような自立支援を行うよう期待しています。また、事業の運営に当たって、財務状況の公開、行政や第三者機関の評価を受けるなど、良質な処遇、経営の更なる透明化など、質の向上に努められるよう望みます。

（４）ホームレス問題は、現代社会のさまざまな問題点が重なり合っていることから、上述のとおり、関係行政機関や民間の支援団体等が連携し、ホームレス一人ひとりと信頼関係を築き、個々の事情に即したきめ細かな対応をする必要があります。

［ポイント］
　行政機関やボランティアなど関係者が、地域の中で、また地域間で連携を図りつつ、ホームレスの自立支援に取り組む必要があります。